

香美市キービジュアルの使用に関する留意事項

香美市キービジュアルの使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項について遵守してください。

[使用することができる範囲]

- 1 行政サービスの提供を行うとき。
- 2 香美市の事業又は香美市が認めた事業で使用するとき。
- 3 香美市の観光資源及び特産品の宣伝普及に寄与すると認められるとき。
- 4 香美市のイメージを広く周知することができると思われるとき。
- 5 その他市長が使用の許可を認めるとき。

[使用を禁止する場合]

- 1 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
- 2 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 3 特定の政治、思想及び宗教の活動、及び射幸心をあおる事物に使用しようとするとき。
- 4 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- 5 香美市の品位を傷つけるおそれがあるとき。
- 6 キービジュアル並びに香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- 7 その他市長が使用を不相当と認めるとき。

[使用条件]

- 1 キービジュアルは、定められた形、色等の規格に沿って正しく使用し、一切の改変をしてはならない。
- 2 キービジュアルを使用して製作した物件(以下「製作物」という。)には、次の著作権表示を明示し、やむを得ない場合は事前に相談すること。ただし、キービジュアルのエンブレムのみを使用する場合は著作権表示を明示しなくともよい。

【キービジュアルに使用する香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクター】

①	香美市イメージキャラクターの13体のいずれかを使用する場合	香美市イメージキャラクター 本件キャラクター名 ©やなせたかし
②	香美市星のキャラクター「カミーティア」のみ使用する場合	香美市星のキャラクター カミーティア ©やなせたかし
③	香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクター全てを使用する場合	香美市キャラクター 本件キャラクター名 ©やなせたかし

- 3 製作物の製作(改良を含む。)開始前に、完成の状態が分かる資料を速やかに市長に提出すること。
- 4 商標登録はその一切を認めない。
- 5 著作権者よりキービジュアルの使用方法や制作物について、申入れ又は申立てがあった場合、使用者は市の指導に従い対処しなければならない。

[遵守事項]

- 1 市の貸与データに係る取扱上の遵守事項
 - (1) 無断で第三者に貸与しないこと。
 - (2) 第三者に譲渡、移転、複製しないこと。
 - (3) 使用期間が終了したとき、使用を中止又は廃止したときは、香美市の指示に従い、直ちに破棄、削除すること。このとき、香美市キービジュアルデータ等破棄・削除証明書(様式第5号)を提出しなければならない。
 - (4) き損、紛失等(電子データの誤消去を含む。)が無いよう適正に管理すること。
- 2 製作物に係る取扱上の遵守事項
 - (1) 製作物が電子データであるときは、無断で第三者に貸与しないこと。
 - (2) 製作物が電子データであるときは、必要以上に複製しないこと。
 - (3) 製作物が電子データであるときは、キービジュアルの部分のデータを抽出し、かつ、保存しないこと。
 - (4) 許可を受けた方法以外で、第三者に譲渡、移転、複製しないこと。
 - (5) 第三者に貸与するときは、「使用することができる範囲」「使用を禁止する場合」について、第三者に周知すること。
 - (6) 「使用条件」を満たしていないと認められるときは、速やかに不備を補正すること。
 - (7) 適正に管理すること。

[使用許可を取消す場合]

- (1) 香美市キービジュアル使用取扱要綱(令和 年香美市告示第 号)及びこの書面で定める様式に付した条件等に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用を中止又は廃止したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

[その他の条件]

- 1 万一異物混入等のトラブルが発生した場合、消費者に適切な対応をとり、権利者及び香美市に対して責任を負うこと。
- 2 自己または自社の役員等が、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号。)第4条各号のいずれにも該当しないこと。
- 3 申請後、香美市及び著作権者からの製作物修正指示があった場合には必ず対応すること。
- 4 香美市キービジュアル使用取扱要綱(令和6年香美市告示第161号)及び香美市キービジュアル使用マニュアルを遵守すること。